

令和8年度

中小企業金融のしおり



目次

■令和8年度の主な変更点	1
■申込みの注意事項	1
■高岡市の融資制度一覧表	2
■高岡市の融資制度の利用にあたって	
1 取扱金融機関	6
2 ご利用の条件	6
3 融資の流れ	7
4 確認事項	8
・許可等が必要な事業一覧表	13
■各種認定書について	15
■各種補給金について	15
■あっせん申込みに関する提出書類一覧	16
■あっせん申込書類様式	
・富山県中小商工業小口事業資金あっせん申込書	18
・高岡市中小企業事業資金あっせん融資申込書	19
・高岡市創業者支援資金あっせん申込書	20
・高岡市中小企業緊急経営基盤改善資金あっせん融資申込書	21
・納税状況の確認に関する同意書兼信用保証料の補給に関する委任状	22
・経営安定資金に係る調書	23
・緊急経営基盤改善資金に係る調書	24
・緊急経営基盤改善資金実施計画書	25
・創業者支援資金あっせん保証融資事業計画書	26
・補足説明書（設備投資支援資金・ものづくり支援資金・災害対応資金）	28
・実施計画書（新事業展開・第二創業支援資金、市内進出支援資金）	30
・実施計画書（事業承継支援資金）	32
・高岡市中小企業事業資金あっせん融資事業完了届	34

令和8年度の主な変更点

緊急経営基盤改善資金の融資条件緩和の申込期間延長

本制度での借換え対象資金は、市のすべての制度融資です（短期事業資金を除く）。
※要件緩和として、緊急経営基盤改善資金での同資金の借換えを1度に限り可能としています。
申込期間は令和9年3月末まで。

融資利率の変更

一般創業者支援資金、女性・若手企業者支援資金、設備投資支援資金、ものづくり支援資金
新事業展開・第二創業支援資金、市内進出支援資金、小口事業資金（一般枠、零細枠）、
経営安定資金、緊急経営基盤改善資金、短期事業資金の融資利率を0.3%引き上げました。

申込みの注意事項

借換について

○富山県の「小口事業資金（一般枠、零細枠）」

同一制度・同一枠で借換可能です。

次の要件をすべて備えている場合に限り可能です。

- 1 借換の融資申込時点で、元金の半分以上の償還を終えている。
- 2 借換制度・枠及び取扱金融機関が借換前と同一である。
- 3 償還状況が良好で、中小企業者の経営向上のためになされる。

○高岡市の「緊急経営基盤改善資金」

次の資金の借換が可能です。

「一般創業者支援資金」、「女性・若手起業支援資金」、「設備投資支援資金」、「事業拡大支援資金」、
「経営安定資金」、「事業承継支援資金」、「災害対応資金」、「緊急経営基盤改善資金（注1）」
旧制度資金（「商工業活性化資金」、「景気対応緊急資金」、「中小企業振興資金」）も対象となります。

（注1）緊急経営基盤改善資金での同資金の借換えは、1度に限り可能、申込期間は令和9年3月末まで。

○共通

- ・同一制度の複数借入は、融資限度額を超えない範囲で行うものとします。
- ・融資額が無担保保証限度を超える場合は有担保となります。

事業者選択型経営者保証非提供制度の適用

市のすべての保証付き制度融資において、保証料率の引上げを条件として個人保証を提供しないことを選択できます。

※ただし、引上げた分の保証料については保証料補給の対象外です。

高岡市の融資制度一覧表（令和8年10月1日現在）

創業の支援

資金名	融資要件	資金使途	融資限度額
一般創業者支援資金	1 高岡市内で開業予定又は開業して3年未満であること。 2 高岡商工会議所若しくは高岡市商工会又は中小企業診断士に経営指導を受けること。 3 事業に必要な許認可等を取得していること。 4 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） 5 納期が到来している市税を完納していること。 6 事業計画が妥当であり、これを実施する能力を有すると認められること。	運転 設備	2,000万円 女性・若手起業 者支援資金の融 資残高との合計 で
女性・若手起業 者支援資金	1 一般創業者支援資金の要件をすべて備えていること。 2 女性又は40歳以下の者であること。 （法人にあっては、代表者がこの要件を備えていること。）	運転 設備	700万円 一般創業者支援 資金の融資残高 との合計で

設備投資・事業拡大の支援

資 金 名		融 資 要 件	資金使途	融資限度額
設備投資支援資金		1 経営安定資金(P3)の融資要件1～4を備えていること。 2 市内で次のいずれかに該当する事業を行うもので、その事業費が100万円以上であること。 (1) 店舗、工場、事務所等の新築、増改築、改装、修繕、購入、賃借（保証金、敷金に限る）等 (2) 営業設備及び機械設備等の設置、改良、更新 (3) 従業員の福利厚生のための施設の設置 ＜対象外の事業例＞礼金、物件の賃借料、建物の解体費用、ソフトウェアの更新 ※事前にお話をお聞かせください。ご利用可能か確認させていただきます。 ※事後に「事業完了届」を提出してください。	設備	5,000万円 土地・建物の取得の場合は1億円 商工業活性化資金(H30.3月末取扱終了)、企業立地促進資金(H30.3月末取扱終了)の融資残高との合計で
事業拡大支援資金	ものづくり支援資金	1 経営安定資金(P3)の融資要件1～4を備えていること。 2 過去2年以内に次のいずれかの補助金交付を受けたこと。 ①高岡市ものづくりステップアップ事業支援補助金 ②高岡市新時代販路開拓事業支援補助金 ③高岡市産業スマート化事業支援補助金 ④中小企業庁の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金は申込1回当たり1,000万円
	新事業展開・第二創業支援資金	1 市内で新事業（日本標準産業分類小分類が異なる事業）を開始する予定があること、又は開始して1年以内であること。 2 次の要件をすべて備えていること。 (1) アカイのいずれかに該当すること。 ア 従来の会社等で新事業を実施する場合 市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいること。 イ 新たに会社等を設立し、新事業を実施する場合 新たな会社等の代表者が、アの要件を満たす別の会社等の代表者と同一であること。 (2) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を含む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金は申込1回あたり1,000万円
	市内進出支援資金	1 次の要件をすべて備えていること。 (1) 引き続き1年以上事業を営んでいること。 (2) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を含む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 2 次のいずれかの要件を満たすこと。 (1) 市内に初めて事業所等を設置予定又は設置して1年以内であること。 (2) 市外から市内に本社機能施設の移転を行う予定があること又は移転後1年以内であること。 3 当該資金の対象となる事業に関して、市内に建物若しくは土地を取得している又は取得する予定があること。 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金は2,000万円

貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
運転資金 6年以内 (1年以内)	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1))	原則無 ※NPO法人の場合等 は有	不可	3	原則として 元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	産業企画課
設備資金 7年以内 (1年以内)	①1.6% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1))			1			

貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
10年以内 (1年以内)	①2.1% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注2))	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	産業企画課
運転資金 6年以内 (1年以内)	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注2))	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	
運転資金 6年以内 (1年以内)	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注2))	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	
設備資金 10年以内 (1年以内)	①1.8% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注2))	有	不可	1	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	

(注1) 個人事業者で住所が高岡市外の方の保証料、事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、引上げた部分の保証料を除く。

(注2) 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、引上げた部分の保証料を除く。

事業承継の支援

資 金 名		融 資 要 件	資金使途	融資限度額
事業承継支援資金		中小企業者から事業承継予定又は事業承継してから3年未満であって、次のいずれかの要件に該当していること。	運転 設備	5,000万円 うち、運転資金は申込1回当たり3,000万円
		1 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に規定する認定を受けていること。		
		2 過去2年以内に、中小企業庁の事業承継補助金の交付決定を受けていること。		
		3 過去2年以内に、高岡市創業・事業承継支援補助金の交付決定を受けているもので、事業承継をするもの。		
		4 過去2年以内に、富山県事業承継・引継ぎ支援センターの実施する事業承継相談を受け事業承継計画を策定し事業承継するもの。		

経営の安定・小規模企業の支援

資 金 名		融 資 要 件	資金使途	融資限度額
小口事業資金	一般小口枠	従業員20名（商業・サービス業は5名。ただし、宿泊業・娯楽業は20名（注2））以下の事業者で(1)～(4)の要件をすべて備えていること。 (1) 市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 (2) 中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 (4) 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 ※ 零細小口枠はNPO法人は利用できません。（医業を主たる事業とするNPO法人は利用可能。）	運転 設備	2,000万円 零細小口枠、中小企業振興資金（H30.3月末取扱終了）との合計で
	零細小口枠			2,000万円 保証付融資残高との合計で
経営安定資金		次の1～5の要件をすべて備えていること。 1 市内に住所又は主たる事業所を有し、1年以上同一事業を継続して営んでいること。 2 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） 3 納期が到来している市税を完納していること。 4 事業計画が妥当であり、償還が計画どおり行われると見込まれること。 5 次のいずれかの要件に該当していること。 (1) 最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少していること。 (2) 最近3か月又は直近決算の売上総利益率又は営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少していること。 (3) 最近1か月の売上原価が前年同期に比べて上昇していること。 (4) 倒産企業に対し、30万円以上の債権を有すること。 ※営業経歴が1年未満の中小企業者も利用可。	運転	4,000万円（注3） 小口事業資金、景気対応緊急資金（H30.3月末取扱終了）、中小企業振興資金「緊急資金」（H22.2月末取扱終了）との融資残高の合計で
緊急経営基盤改善資金		1 高岡市の融資制度の既往債務残高の借換を行うもので、次のいずれかの要件を備えていること。（借換対象資金は、P7参照） (1) 最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること。 (2) 最近3か月の売上総利益率又は営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少していること。 2 経営改善計画を策定していること。 3 融資申込みの時点で、据置期間中でなく、融資後6か月を経過していること。 4 納期が到来している市税を完納していること。	借換 運転（運転資金のみの利用は不可）	2,000万円 うち、新規運転資金は借換と同額まで（注4）（上限1,000万円）
災害対応資金		1 次の要件をすべて備えていること。 (1) 市内に住所又は主たる事業所を有していること。 (2) 中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者。（性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。） (3) 納期が到来している市税を完納していること。 2 次のいずれかの要件に該当していること。 ア 令和6年能登半島地震の影響により自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていると認められること。 イ 過去1年以内に、市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により、自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていること。 3 高岡市が発行する「り災証明書」又は「被災証明書」の交付を受けていること。 ※設備資金の場合、事後に「事業完了届」を提出してください。	運転 設備	2,500万円
短期事業資金		市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること。 ※風俗営業、媒介、金貸、質屋、興行等業種は除く。	運転	300万円

（注2）NPO法人の場合は従業員20名以下（商業・サービス業は5名以下）

（注3）融資要件の5(4)に該当する場合は、債権額の範囲内であることが必要。

（注4）中小企業振興資金（H30.3月末取扱終了）の融資残高を借換える場合、新規運転資金の額にかかわらず、融資限度額は2,000万円

貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
運転資金 5年以内 (1年以内) 設備資金 10年以内 (1年以内)	①1.3% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1))	有	不可	1	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	産業企画課

貸付期間 (うち据置期間)	①融資利率(年) ②保証料率(年)	責任共有 対象	旧債務 借 換	同時借入 可能数(回)	償還方法	①保証人 ②担 保	申込先
運転資金 5年以内 (6か月以内) ただし、「別に定める 条件(注5)」を満たす場 合は7年以内 設備資金 7年以内 (6か月以内)	①2.35% 以内 ②0.6% 特別小口保険の場合 は0.5% (いずれも 市が全額補給(注1)) ①2.30% 以内 ②0.7% (市が全額補給(注1))	有 ※特別小口 保険の場合 は無 無	P7注意 事項参 照	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	産業企画課
5年以内 (6か月以内) ただし、「別に定める 条件(注5)」を満たす場 合は7年以内	①2.1% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1))	有		3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要	
7年以内 (6か月以内)	①2.1% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1))	有	P7注意 事項参 照	1	原則として 元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要	
10年以内 (1年以内)	①1.6% 以内 ②0.35～1.05% (市が全額補給(注1))	有	不可	3	元金均等 月賦償還	①個人：原則不要 法人：原則代表 権を有する者 ②原則不要 (土地・建物購入の 場合、必要に応じ て徴する)	
6か月以内	2.1% 以内	—	不可	2	割賦又は 一括償還	①必要に応じて徴 する ②原則不要	取扱金融機関 (金融機関に直 接お申込みくだ さい)

(注1) 事業者選択型経営者保証非提供制度に基づき、引上げた部分の保証料を除く。

(注5) 別に定める条件： 最近の決算において2期連続して経常赤字を計上しており、かつ市内の商工会議所、商工会又は中小企業支援センターにおいて経営指導を受けていること。

市制度融資の利用にあたって

高岡市では、中小企業の振興を図るため各種の融資制度を実施しています。
ご利用いただくには、一定の要件が必要です。次のことを確認してください。

1 取扱金融機関

次の金融機関でのお取り扱いとなります。貸付期間、融資利率等については、各金融機関にご相談ください。

北陸銀行	高岡市内の店舗、石動支店、新湊支店、堀岡出張所、新湊西出張所
富山銀行、北國銀行、富山第一銀行	高岡市内の店舗、石動支店、新湊支店
福井銀行、高岡信用金庫、氷見伏木信用金庫、富山信用金庫、砺波信用金庫、富山県信用組合、高岡市農協、商工組合中央金庫	高岡市内の店舗
新湊信用金庫	高岡市内の店舗、本店、西部支店

2 ご利用の条件

(1) 企業規模（資本金又は従業員数）

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業者を対象としています。資本金又は常時使用する従業員のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。特定非営利活動法人（NPO法人）は、常時使用する従業員数が下表に該当していればご利用いただけますが、一部ご利用いただけない制度があります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業等（建設業・運送業・不動産業を含む。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 (NPO法人300人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業（製造業中のサービス業及び旅館業を除く）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下 (NPO法人100人以下)
医療法人等	—	300人以下

◆ 従業員数の考え方

常用の従業員数をいいます。

- ・個人：三親等以内で生計を一にしている家族従業員（専従者）は含みません。
- ・法人：本店、支店、工場、営業所等の総数です。役員は従業員ではありませんので含みません。
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）：雇用契約関係がないボランティア等は含みません。
- ・臨時：臨時雇用、パート等の名目にかかわらず、実質的に常雇用関係にあると認められる方及び営業日数の概ね2分の1以上（勤務時間は不問）就業している方は、常用の従業員に含みます。

※ 従業員が資格要件制限数に近接している場合は、必要に応じ「賃金台帳」「給与所得退職所得等の所得税徴収高計算書」「労働保険概算・確定保険料申告書」等により確認させていただくことがあります。

(2) 営業経歴

- ・1年以上引き続き同一事業を行っていることが必要です。ただし、災害対応資金については、1年未満であっても利用できます。また、経営安定資金については、「倒産企業に対し、30万円以上の債権を有すること。」に該当する場合は、1年未満であっても利用できます。
- ・一般創業者支援資金、女性・若手起業家支援資金については、市内で営業を開始する予定、又は開始して3年未満が対象です。

(3) 所在地の要件

高岡市に住所（本店登記）又は主たる事業所を有する中小企業者です。

※ 市内進出支援資金にあつては、①高岡市に住所及び事業所がなく、市内に初めて事業所等を設置予定又は設置して1年以内であること②市外から市内に本社機能施設の移転を行う予定がある又は移転後1年以内であることのいずれかを満たす場合は申込可能です。

※ 法人の本店所在地又は個人事業主の住所が市外の場合、市の保証料補給の対象外となる場合がありますので、詳しくはお問合わせください。

(4) 税金の納税状況

「市税」を完納していること。未納の場合は、納付されたことを確認してからの手続きとなりますので、借入希望日に間に合わないこともあります。

(5) 業種、許認可等

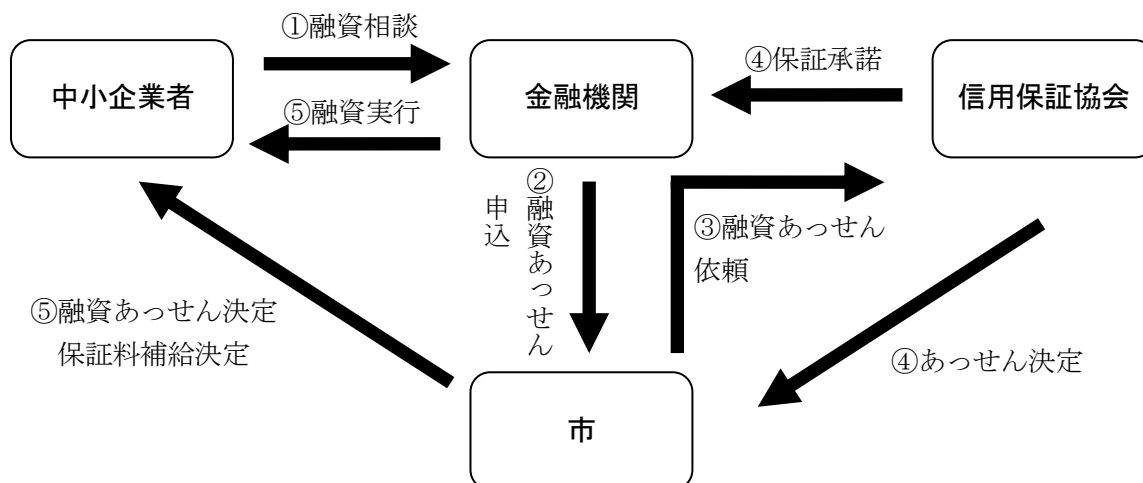
許認可等が必要な事業については、その許認可等を受けていることが必要です。

また、利用できない主な業種は以下のとおりです。

利用できない主な業種

- ・農業、農業サービス業、林業、漁業、水産養殖業等
※ただし、一部利用できる業種があります。
- ・性風俗関連特殊営業
- ・金融業・保険業
※ただし、一部利用できる業種があります。
- ・宗教
- ・政治、経済、文化団体

3 融資の流れ



4 確認事項

申込みにあたっては、次のことをご確認ください。

【共通】

確認	内容
☐	必要書類（P15、16参照）が全てそろっていること、記入事項に漏れがないことをご確認ください。不備がある場合、借入希望日に添えない場合があります。
☐	申込人、連帯保証人の「フリガナ」「生年月日」は正確に記入してください。必ず本人が自署・捺印してください。
☐	申込書、保証依頼書、契約書等の借入金額は訂正不可です。また、日付は必ず記入してください。
☐	許認可書、決算書（2期分）は必ず添付してください。既に保証協会に提出済の場合、保証協会への提出は省略できますが、市には申込みの都度提出してください。（同一年度内に提出された場合を除く。）
☐	許認可書の有効期間について、それぞれ有効期間が定められていますので、有効期間内であることを確認してください。また、許認可書はすべての事業所の分が必要です。
☐	建設関連業種（各種工事業など）の場合は必ず工事受注状況表を添付してください。
☐	融資申込みの直前に市税を納税された場合は、領収書の写しを添付してください。
☐	融資申込の直前に約定日が到来して融資限度額の条件を満たすような場合は、融資申込時に最新の残高がわかるものを添付してください。
☐	申込人（連帯保証人）が外国人の場合は、住民票又は在留カード、特別永住者証明書のいずれかの写しを添付してください。
☐	申込人の本店所在地又は住所が市外の場合は、本店所在地又は住所地の納税証明書を添付してください。市税を完納していることが必要です。 ただし、市の保証料補給の対象外となる場合があります。

【共通（設備資金）】

☐	見積書の必要事項の記載があること ・見積の発行日及び有効期限の記載があること。有効期限内であること。 ・見積先の名称が融資申込者となっていること。 ・見積金額は融資希望額と整合していること。 ・発行元が明確であり、正式な見積書（写し）であること。商談メモは不可。
☐	市制度で取得する設備は市内に限ります。
☐	建物もしくは土地の購入又は賃借に係る資金の場合は、当該物件の登記事項証明書の写しを添付してください。
☐	賃借物件に係る設備資金の場合は、所有者の改装に関する承諾書を添付してください。
☐	既に支払いを済ませた部分については融資の対象になりません。
☐	運転資金と設備資金を一つの申込みで借り入れる場合の貸付期間は設備資金の貸付期間に準じます。 (例外として、小口事業資金については、運転資金の貸付期間に準じます。)
☐	取得した設備について融資金を完済する前に目的以外で使用、譲渡、貸与その他の処分をすることは原則できません。（設備投資支援資金、ものづくり支援資金、新事業展開・第二創業支援資金、市内進出支援資金、災害対応資金）

【一般創業者支援資金、女性・若手起業者支援資金】

確認	内容
☐	商工会議所、商工会又は中小企業診断士の確認を受けた事業計画書を添付してください。
☐	中小企業診断士の経営指導を受けた場合は、経営指導を行った方がその資格を有していることが分かるものを添付してください。
☐	許認可書を申込時点で提出できない場合は、許認可取得後、速やかに提出してください。
☐	市内で開業予定又は開業して3年未満（融資申込時点）か確認してください。市内に事業所を構えることが必要です。
☐	女性・若手起業者支援資金については、申込者が女性又は40歳以下（融資申込時点）であることが必要です。なお、申込者が法人の場合は、その代表者がこの要件を満たすことが必要です。
☐	法人の代表権を有していた者が同一業種で事業を開始する場合は「創業」にあらず申込みはできません。

【設備投資支援資金】

確認	内容
☐	補足説明書及び着工前写真を添付してください。
☐	「1年以上継続して営んでいる事業」に係る設備投資に要する資金であるか確認してください。別業種への新規事業展開のための設備投資は対象外です。
☐	設備投資の総額は100万円以上か確認してください。なお、設備投資の事業の総額が100万円以上であれば、申込金額が100万円未満でも申込可能です。
☐	事業完了後速やかに事業完了届を提出してください。その際、完了後写真、請求書及び領収書の写しを添付してください。

【ものづくり支援資金】

確認	内容
☐	対象となる資金は、交付決定を受けた補助金に係る事業に要する資金です。ただし、つなぎ融資は不可です。
☐	申込期限は、対象となっている補助金の交付決定通知書の日付から2年以内です。
☐	補助金の交付決定を受けた後、補助金の交付が中止となった場合は、融資の申込みはできません。
☐	設備資金の場合は、補足説明書、着工前写真を添付してください。
☐	設備資金の場合は、事業完了後速やかに事業完了届を提出してください。その際、完了後写真、請求書及び領収書の写しを添付してください。

【新事業展開・第二創業支援資金】

☐	実施計画書を添付してください。
☐	従来業種と新事業業種の日本標準産業分類小分類が異なっていることが必要です。
☐	新事業を開始する予定がある又は開始後1年以内であることを確認してください。
☐	当該資金は市内で行う新事業に充てる必要があります。
☐	別会社等を新たに設立して、新事業に取り組む場合は、代表者が同一である必要があります。従来会社等の登記事項証明書（写）を添付してください。
☐	設備資金の場合は、事業完了後速やかに事業完了届を提出してください。その際、完了後写真、請求書及び領収書の写しを添付してください。

【市内進出支援資金】

☐	実施計画書を添付してください。
☐	市内に住所及び事業所がなく、新たに市内に事業所等を設置予定である又は設置して1年以内であることを確認してください。
☐	当該資金は市内での事業に充てる必要があります。
☐	当該資金の対象となる事業に関して、市内に建物もしくは土地を取得している又は取得する予定があることを確認してください。※賃借物件による事業所の開設は対象外です。
☐	設備資金の場合は、事業完了後速やかに事業完了届を提出してください。その際、完了後写真、請求書及び領収書の写しを添付してください。

【事業承継支援資金】

確認	内容
☐	実施計画書を添付してください。
☐	中小企業庁の事業承継補助金の交付決定を受けた場合であって、交付決定を受けた後、補助金の交付が中止となったときは、融資の申込みはできません。
☐	資金使途は、事業資産の取得資金、法人承継者による経営権（株式）買取資金、その他継承事業の運営に必要な資金のいずれかに該当することが必要です。
☐	事業完了後速やかに事業完了届を提出してください。その際、完了後写真、請求書及び領収書の写しを添付してください。

【小口事業資金（一般小口枠・零細小口枠）】

確認	内容
☐	「零細小口枠」の場合、融資上限額は、すべての保証付融資残高を含め2,000万円以内です。（高岡市の融資制度以外の保証付融資残高も合計して判定します。）
☐	「一般小口枠」の場合は、「一般小口枠」及び「零細小口枠」を合算して、限度額2,000万円以内、3口以内です。
☐	貸付期間は13か月以上の中長期のものが対象となります。1年以内の貸付期間を予定している場合は、短期事業資金をご利用ください。
☐	従業員数を確認してください。常勤で20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者が対象となります。 ※常勤は雇用形態を問わず主に営業日数の概ね半分以上を勤務している者です。
☐	資金使途は、県内の事業所が行う事業に要するものに限りします。
☐	借換の場合は、元金の2分1以上が償還済であることを確認してください。
☐	他市での残高がある場合は利用できません。

【経営安定資金】

確認	内容
☐	経営安定資金に係る調書を添付してください。
☐	売上高の減少の場合は、月別の売上高の疎明資料の添付が必須です。決算資料のみでは受付できません。 試算表、法人事業概況表、売上台帳等の写しを添付してください。
☐	売上総利益率又は営業利益率の減少の場合で、最近3か月で計算するときは、月別の疎明資料（試算表、法人事業概況表、売上台帳などの写し）、直近決算の場合は、該当する決算書の写しが必須です。
☐	最近3か月とは、原則として、申請月の前月から遡った3か月をいいます。ただし、申請月の上旬までの申請で前月分の会計上の月締めが終わっていない場合は、申請月の前々月から遡った3か月間。 例 4月上旬に申請の場合 「3月、2月、1月」 又は 「2月、1月、12月」
☐	売上原価の上昇の場合は、当該月の試算表などの疎明資料が必須です。
☐	倒産企業に対し債権を有する場合は、売掛金台帳等の疎明資料が必要です。

【緊急経営基盤改善資金】

確認	内容
☐	「緊急経営基盤改善資金に係る調書」及び「緊急経営基盤改善資金実施計画書」を添付してください。
☐	既存の借入残高の借換えに加えて、新規運転資金分の申込みが可能です。ただし、運転資金のみでの利用はできません。
☐	新規運転資金は既存の借入残高と同額（上限1,000万円）まで申込可能です。 ※中小企業振興資金（平成30年3月末取扱終了）の借入残高を借換える場合は、新規運転資金の額にかかわらず、融資限度額を超えない範囲内であれば申込可能です。
☐	複数の制度を同時に借り換えることが可能です。 （例：経営安定資金と設備投資支援資金）
☐	小口事業資金は、この融資制度での借換への対象外です。
☐	売上高の減少の場合は、月別の売上高の疎明資料の添付が必須です。決算資料のみでは受付できません。試算表、法人事業概況表、売上台帳などの写しを添付してください。
☐	売上総利益率又は営業利益率の減少の場合は、月別の疎明資料の添付が必須です。試算表、法人事業概況表、売上台帳などの写しを添付してください。
☐	据置期間中又は融資後6月を経過していないものは、この制度での借換はできません。
☐	最近3か月とは、原則として、申請月の前月から遡った3か月をいいます。但し、申請月の上旬までの申請で前月分の会計上の月締めが終わっていない場合は、申請月の前々月から遡った3か月間。 例 4月上旬申請の場合 「3月、2月、1月」 又は 「2月、1月、12月」

【災害対応資金】

確認	内容
☐	過去1年以内に高岡市内で発生した災害に起因するものであることを確認してください。
☐	高岡市の発行する「り災証明書」又は「被災証明書」の写しを添付してください。
☐	設備資金の場合は高岡市内の設備に限ります。
☐	設備資金の場合は、補足説明書及び着工前写真を添付してください。
☐	設備資金の場合は、事業完了後速やかに事業完了届を提出してください。その際、完了後写真、請求書及び領収書の写しを添付してください。

【その他の留意事項】

1 登記事項証明書

- (1)所在地… 本店、支店の現所在地と登記の所在地が一致しているか。許認可業種の場合は、許認可書の住所、営業場所の照合も併せて行ってください。
- (2)資本金… 中小企業者の範囲内か。(P8 (1)企業規模(資本金又は従業員数)参照)
- (3)目的… 営業の実態が登記されているか。申し込む資金の使途は、登記に掲げる目的(事業)を遂行するための資金であることが要件となります。
- (4)役員… 代表者を確認。
複数代表の定めがある場合は、原則として代表者全員を連帯保証人としてください。
- (5)最終登記年月日… 株式会社にあつては、営業中であっても最終登記後12年経過した場合、休眠会社として法人格を失うおそれがあります。この場合は、中小企業者としての資格要件を欠いていることになり、利用できません。

※ これらのことについて確認のうえ、万一事実と異なっている場合は、変更登記をしてください。

また、解散とみなされた休眠会社で、現実には営業を継続しているものについては、株式総会の特別議決による会社継続の登記を行う必要があります。

2 許認可書

(1) 許認可名義人

申込にあたっては、必要な許認可を取得し、納税義務を果たしていることが必要です。従って、許認可名義人と納税者が同一人であるのが通例であり、当該許認可名義人(＝納税者)を申込人としてください。

ア 許認可名義人と納税者が異なっている場合

個人事業者において、納税者が許認可名義人と三親等内の親族である場合には、納税者を申込人とし、許認可名義人を連帯保証人として申込みしてください。一部の業種(注1)は連帯保証人不要です。

イ 名義貸、名義借の場合

適法に事業が営まれているとは認められませんので、ご利用になれません。この場合は、適切な名義人への切替えが必要です。

ウ 営業は法人、許認可等は個人の場合

営業が法人で営まれている場合は、許認可等も法人名義に切り替えて申込みをしてください。ただし、法人成り企業において法人の代表者と許認可名義人が三親等内の親族の場合又は事業が一部の業種(注1)の場合は差し支えありません。

(2) 許認可内容

営業の実態と、許認可の内容が一致していなければなりません。また、法人の場合は、登記事項証明書の営業目的と合致しているか否かの確認も必要です。

(3) 営業場所

現に営業している場所でなければなりません。

(4) 有効期間

各々の営業について、その根拠法に基づき有効期間が定められていますので、有効期間内か否かの確認が必要です。

(注1) 食料品製造業、食料品販売業、飲食店、喫茶店営業、興行場営業、旅館業、浴場業、酒類販売業、酒類製造業

許可等が必要な事業一覧表（保証申込にあたっては、許可証等の写を添付してください。）

番号	業 種	許 可 種	関 係 法 令	主 務 官 公 省	有 効 期 間
1	食料品製造業(注1)	許 可	食品衛生法(55条)	県知事(保健所長等)	5年を下らない期間
2	食料品販売業(注1)	許 可	食品衛生法(55条)	県知事(保健所長等)	5年を下らない期間
3	飲食店(注1)	許 可	食品衛生法(55条)	県知事(保健所長等)	5年を下らない期間
4	建設業(注2)(注3)	許 可	建設業法(3条)	国土交通大臣または県知事	5年
5	一般旅客自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)	許 可	道路運送法(4条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	無期限
6	一般貸切旅客自動車運送事業	許 可	道路運送法(4条、8条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	5年(注4)
7	特定旅客自動車運送事業	許 可	道路運送法(43条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	無期限
8	自家用有償旅客運送事業	登 録	道路運送法(79条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	2年または5年(更新時2年、3年または5年)(注5)
9	一般貨物自動車運送事業	許 可	貨物自動車運送事業法(3条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	無期限
10	特定貨物自動車運送事業	許 可	貨物自動車運送事業法(35条)	国土交通大臣(地方運輸局長)	無期限
11	旅館業	許 可	旅館業法(3条)	県知事または市町村長	無期限
12	古物営業(注6)	許 可	古物営業法(3条)	県公安委員会	無期限
13	薬局	許 可	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」)(4条)	県知事	6年
14	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造販売業	許 可	医薬品医療機器等法(12条)	厚生労働大臣または県知事	5年または6年(注7)
15	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合を除く)	許 可	医薬品医療機器等法(13条)	厚生労働大臣または県知事	5年または6年(注8)
16	医薬品(体外診断用医薬品を除く。)・医薬部外品・化粧品製造業(製造工程のうち保管のみを行う場合に限る)	登 録	医薬品医療機器等法(13条の2の2)	厚生労働大臣または県知事	5年
17	医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	許 可	医薬品医療機器等法(23条の2)	厚生労働大臣または県知事	5年
18	医療機器・体外診断用医薬品製造業	登 録	医薬品医療機器等法(23条の2の3)	厚生労働大臣	5年
19	再生医療等製品製造販売業	許 可	医薬品医療機器等法(23条の20)	厚生労働大臣または県知事	5年
20	再生医療等製品製造業	許 可	医薬品医療機器等法(23条の22)	厚生労働大臣	5年
21	医薬品販売業	許 可	医薬品医療機器等法(24条)	県知事	6年
22	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	許 可	医薬品医療機器等法(39条)	県知事	6年
23	高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業(注9)	許 可	医薬品医療機器等法(39条)	県知事	6年
24	医療機器修理業	許 可	医薬品医療機器等法(40条の2)	厚生労働大臣または県知事	5年
25	再生医療等製品販売業	許 可	医薬品医療機器等法(40条の5)	県知事	6年
26	一般廃棄物処理業	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)	市町村長	2年
27	産業廃棄物処理業	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)	県知事	5年(更新時5年または7年)(注10)
28	特別管理産業廃棄物処理業	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)	県知事	5年(更新時5年または7年)(注10)
29	有料職業紹介事業	許 可	職業安定法(30条)	厚生労働大臣	3年(更新時5年)
30	病院・診療所・助産所	許 可	医療法(7条)	県知事	無期限
31	宅地建物取引業	免 許	宅地建物取引業法(3条)	国土交通大臣または県知事	5年
32	酒類製造業	免 許	酒税法(7条)	税務署長	無期限
33	酒母・もろみ製造業	免 許	酒税法(8条)	税務署長	無期限

番号	業 種	許可等	関係法令	主務官公省	有効期間
34	酒類販売業	免許	酒税法（9条）	税務署長	無期限
35	第1種高压ガス製造業	許可	高压ガス保安法（5条）	県知事	無期限
36	液化石油ガス販売業	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）	経済産業大臣（経済産業局長）または県知事	無期限
37	労働者派遣事業	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（5条）	厚生労働大臣	3年（更新時5年）
38	家畜商	免許	家畜商法（3条）	県知事	無期限
39	浄化槽清掃業	許可	浄化槽法(35条)	市町村長	期限を付すことができる(概ね2年)
40	興行場(映画館・劇場)	許可	興行場法(2条)	県知事	無期限
41	浴場業	許可	公衆浴場法(2条)	県知事	無期限
42	測量業	登録	測量法(55条)	国土交通大臣	5年
43	砂利採取業	登録	砂利採取法(3条)	県知事	無期限
44	採石業	登録	採石法(32条)	県知事	無期限
45	建築士事務所	登録	建築士法(23条)	県知事	5年
46	電気工事業	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律(3条)	経済産業大臣（経済産業局長）または県知事	5年
47	自動車特定整備事業(注11)	認証	道路運送車両法(78条)	地方運輸局長	無期限
48	揮発油販売業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(3条)	経済産業大臣（経済産業局長）	無期限
49	揮発油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の2)	経済産業大臣（経済産業局長）	無期限
50	軽油特定加工業	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律(12条の9)	経済産業大臣（経済産業局長）	無期限
51	住宅宿泊事業	届出	住宅宿泊事業法(3条)	県知事	無期限
52	接待飲食等営業(注12)	許可	風営法(3条)	県公安委員会	無期限
53	遊技業営業(注13)	許可	風営法(3条)	県公安委員会	無期限

(注1) 令和3年6月1日(食品衛生法改正施行日)時点で、改訂より新しく指定された許可業種について営業を行っている者は、令和6年5月31日までに営業許可を取得する必要があります。また、改正法施行日時点で改正前の法令に基づく営業許可を取得している場合は、取得済みの許可に該当する営業に限り有効期限内まで引き続き営業を行うことができます。

(注2) 次に掲げる「軽微な建築工事」を行う者は、許可は必要ありません。

ア. 建築一式工事の場合: 工事1件の請負代金が、1,500万円未満または延面積が150㎡未満の木造住宅工事。

イ. 建築一式工事以外の場合: 工事1件の請負代金が500万円未満

(注3) 平成31年6月1日以降に「解体工事業」を営む場合は、当該許可の取得が必要となります。(注2イの場合を除く。)

(注4) 改正前の道路運送法(4条)の許可を受けている者は、平成29年4月1日(改正法施行日)に改正後の許可を受けたものとみなされます。

この場合における最初の更新は、平成29年4月1日から起算して5年を経過する日までの間において国土交通省令で定める期間を経過する日までとなります。

(注5) 自家用有償旅客運送事業のうち、自動車の運行管理の体制の整備等について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て行う運送(事業者協力型自家用有償旅客運送)に係る登録の有効期間及び当該登録の更新に際し是正措置の命令を受けていないこと等道路運送法で定める事項に該当する場合の有効期間は5年です。

(注6) 公安委員会の古物営業法による許可が必要です。なお、取得された時期により次の2種類があります。

ア. 令和2年4月1日以降の新たな古物営業法による許可

イ. 令和2年3月31日以前の古物営業法による許可

ただし、「イ」について、令和2年3月31日までに「主たる営業所等届出書」を提出していない場合は、許可が失効していますので、併せて確認してください。

また、二つ以上の公安委員会から許可を受けていた事業所は、「ア」の令和2年4月1日以降の古物営業法による許可の交付が必要となります。

(注7) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)製造販売業のうち薬局製造販売医薬品の製造販売に係る許可の有効期間は6年です。

(注8) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)製造業のうち薬局製造販売医薬品の製造に係る許可の有効期間は6年です。

(注9) 高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業とは、「医薬品医療機器等法」第39条に規定する「高度管理医療機器・特定保守管理医療機器貸与業」のうち、対価を得て貸与を行う者をいいます。

(注10) 産業廃棄物処理業または特別管理産業廃棄物処理業の許可の更新を受けた者であって、当該許可の更新に際し、事業の実施に関し優れた能力および実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたものに係る許可の更新期間は7年です。

(注11) 改正法の施行日(令和2年4月1日)前に受けた自動車分解整備事業の認証は、新法における自動車特定整備事業の認証とみなされます。

改正法施行時に電子制御装置整備(分解整備を除く特定整備事業)に係る事業を営んでいる者は、令和6年3月31日までの間は、引き続き当該事業を営むことができます。

(注12) 風営法第2条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する営業をいいます。

(注13) 具体的には、マージャン店、パチンコ・パチスロ店、ゲームセンター、ダーツバー等

なお、「デジタルダーツ及びシミュレーションゴルフを設置して客に遊ばせる営業」は、一定の要件を満たす場合にあって、当面の間、風営法の規制対象としない扱いとされます。(H30.9.21付警察庁丁保発第155号)

各種認定書について

セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項）

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

◆「セーフティネット4号」（第2条第5項第4号）

災害等により影響を受けている特定地域の中小企業者を対象に認定。

※「令和6年能登半島地震」にかかるセーフティネット4号の受付は、令和7年9月30日で終了しました。

◆「セーフティネット5号」（第2条第5項第5号）

全国的に業況が悪化している業種を営む中小企業者を対象に認定。

現在の指定業種は、中小企業庁のホームページ(注1)をご確認ください。

イ:売上高要件

指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者

ロ:原油高要件

指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにも関わらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者。

ハ:利益率要件

指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少の中小企業者

【必要書類】

☐ 認定申請書

様式は市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/sangyokikakuka/2/1/3/1/2826.html>

☐ 住所等の確認書類

・法人：登記事項証明書(法人登記)の写し

・個人：住所と事業所所在地が確認できる書類(住民票、確定申告書など)の写し

☐ 認定申請書に記載の売上高の根拠(内訳)を確認できる資料及び売上高等推移表

(注1) 中小企業庁のホームページ(セーフティネット保証5号の指定業種)

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

各種補給金について

事業承継特別保証制度保証料補給

富山県創業・事業承継支援資金 事業承継支援枠のうち、事業承継特別保証制度を利用する中小企業者に対し、市として保証料補給金を交付します。

【対象者】 次の要件をすべて備えていること

- ・富山県創業・事業承継支援資金 事業承継支援枠の利用者のうち、経営保証コーディネーターの確認を受けて事業承継特別保証制度を利用し保証料を支払った事業者
- ・上記の融資実行が令和3年4月1日～令和9年3月31日であること
- ・高岡市内の事業者

【必要書類】

☐ 交付申請書兼請求書

☐ 信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し

☐ 振込口座の通帳の写し

あっせん申込みに関する提出書類一覧

		参照頁	一般創業者 支援資金	女性・若手 起業家支援 資金	設備投資支 援資金	ものづくり 支援資金	新事業展開 ・第二創業 支援資金
1 高岡市へのあっせん申込書		P19~22	○	○	○	○	○
2 富山県信用保証協会へ提出する保証申込関係書類一式 〔信用保証委託申込書、信用保証依頼書、保証人等明細、申込人(企 業)概要、金融機関取引状況、印鑑証明書(法人、個人)(写)、 個人情報取扱に関する同意書〕		-	○	○	○	○	○
3 運 転 ・ 設 備 共 通 書 類 付 書 類	納税状況の確認に関する同意書兼信用保証料の補給に関する委任状	P23	○	○	○	○	○
	経営安定資金に係る調書	P24					
	緊急経営基盤改善資金に係る調書	P25					
	緊急経営基盤改善資金実施計画書	P26					
	創業者支援資金あっせん保証融資事業計画書	P27,28	○	○			
	補足説明書	P29,30			○	(○)	
	実施計画書（新事業展開・第二創業支援資金、市内進出支援資金）	P31,32					○
	実施計画書（事業承継支援資金）	P33,34					
	許可書等（写）	P17,18	○	○	○	○	○
	登記事項証明書（写）	-	○	○	○	○	○
	決算書又は確定申告書（写）2期分	-			○	○	○
	残高試算表	-	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	工事受注状況表（保証協会様式）	-	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	開業届	-	(○)	(○)			
	補助金交付決定書（写）	-		(○)		○	
	認定書（写）						
	り災証明書又は被災証明書	-					
	納税証明書	-	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	見積書、売買契約書（写）	-	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	賃貸借契約書（写）	-	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	家主の承諾書（保証協会様式）	-	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	登記事項証明書（土地・建物）（写）	-	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	建築請負契約書等（写）	-	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	建築確認申請書・確認通知書（写）・位置図	-	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
	着工前写真				○	(○)	(○)
	事業完了届、完了後写真	P35			○	(○)	(○)

※設備資金は必要に応じて以下の書類を求めます。
土地の関係書類（付近見取図、求積図、取得見積書、造成計画書、土地登記簿謄本等）
施設の関係書類（配置図、平面図、立面図、機械設備図面またはカタログ見積書等）

必要に応じ、上記以外の書類を提出していただく場合があります。
※外国人及び外国人が経営する会社の場合は住民票又は在留カード（写）もしくは特別永住者証明書（写）を添付してください。
（連帯保証人の場合も同様です。）

市内進出 支援資金	事業承継支 援資金	小口事業 資金	経営安定 資金	緊急経営基盤 改善資金	災害対応 資金	備 考
○	○	○	○	○	○	資金ごとの所定の申込書
○	○	○	○	○	○	高岡市あての申込書に添付のこと。
○	○	○	○	○	○	
			○			
				○		
				○		
					(○)	設備投資支援資金、ものづくり支援資金、災害対応資金で設備資金の場合
○						新事業展開・第二創業支援資金、市内進出支援資金の場合
	○					事業承継支援資金の場合
○	○	○	○	○	○	許認可等の確認を必要とする業種（有効期限内のもの）
○	○	○	○	○	○	法人の場合（申込日から3ヶ月以内のもの）
○	○	○	○	○	○	信用保証協会提出分はA4片面、クリップ留めのこと
(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	決算期から6ヶ月以上経過している場合
(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	建設関連業種の場合（下請、附帯工事者、建築設計を含む）
(○)	(○)					すでに開業している場合
	(○)					ものづくり支援資金の対象補助金は、①高岡市ものづくりステップアップ事業 支援補助金②高岡市新時代販路開拓事業支援補助金③高岡市産業スマート化事 業支援補助金④中小企業庁の「ものづくり補助金」です。 事業承継支援資金の対象補助金は、①中小企業庁の「事業承継補助金」②高岡 市創業・事業承継支援補助金です。
	(○)					中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号） 第12条第1項に規定する認定に係る認定書。
					○	高岡市が発行したもの
(○)	(○)	(○)	(○)		(○)	高岡市外の個人・法人、過去1年度分
(○)	(○)	(○)			(○)	設備資金の場合（見積書は有効期限内のもの）
(○)	(○)	(○)			(○)	賃借不動産に係る建物の新築若しくは増改築又は開業資金の場合
(○)	(○)	(○)			(○)	賃借不動産に係る建物の新築又は増改築の場合
(○)	(○)	(○)			(○)	不動産の購入又は賃借不動産に係る建物の新築若しくは増改築の場合
(○)	(○)	(○)			(○)	建物建築資金の場合
(○)	(○)	(○)			(○)	建物建築資金の場合
(○)	○				(○)	設備資金の場合
(○)	○				(○)	設備資金の場合、事業完了後に提出。請求書、領収書も併せて提出

富山県中小商工業小口事業資金あっせん申込書

高岡市長 あて

融資希望者	本店所在地 又は 住所	〒 (フリガナ) - Tel (フリガナ) -
	法人名 又は 商号	(フリガナ)
	代表者名 又は 氏名	(フリガナ)

下記のとおり借入したいので、融資のあっせんをお願いします。

なお、融資あっせん申込にあたり、富山県中小商工業小口事業資金あっせん保証融資制度の円滑な運営のために必要な範囲で、私の情報を高岡市、借入希望金融機関、富山県信用保証協会及び富山県との間で授受することについて、予め同意します。

また、融資及び信用保証の諾否にかかわらず、提出した申込書類の返却を求めません。

記

借入希望 融 資	一般小口枠 ・ 零細小口枠	借 入 希望日	年 月 日
借入希望 金 額	円	借入希望 金融機関	(本店・支店)

(添付書類)

- 富山県信用保証協会へ提出する保証申込関係書類一式
- 上記書類のうち次の写(受付機関の控)
 - 信用保証委託申込書
 - 信用保証依頼書
 - 保証人等明細
 - 申込人(企業)概要
- その他制度利用に必要な書類

高岡市中小企業事業資金あっせん融資申込書

年 月 日

高岡市長 へ

下記のとおり借入をしたいので、信用保証融資のあっせんをお願いします。
なお、融資あっせん申込にあたり、高岡市融資制度の円滑な運営のために必要な範囲で、私の情報を高岡市、借入希望金融機関及び富山県信用保証協会との間で授受することについて、予め同意します。
また、融資及び信用保証の諾否にかかわらず、提出した申込書類の返却を求めません

申込融資制度		☐ 経営安定資金 ☐ 設備投資支援資金 ☐ ものづくり支援資金 ☐ 新事業展開・第二創業支援資金 ☐ 市内進出支援資金 ☐ 災害対応資金 ☐ 事業承継支援資金					
申込 人	(フリガナ) 法人名又は商号						
	(フリガナ) 代表者又は氏名						
	(フリガナ) 本店所在地又は住所	〒 TEL () -					
	(フリガナ) 営業所又は工場等	〒 TEL () -					
	法人設立年月日	年 月 日		本人生年月日		年 月 日	
	業 種	主たる業種					従たる業種
申込 内容	金 額	円			借入希望 金融機関名	銀行 本店・支店	
	期 間	か月			借入希望日	年 月 日	
	資金使途	1. 運転 2. 設備 3. 運転・設備					
連 帯 保 証 人	【住所】			【住所】			
	【氏名】			【氏名】			
	【生年月日】 年 月 日			【生年月日】 年 月 日			
	【申込人との関係】			【申込人との関係】			
金 融 機 関	担当者名：			TEL：		FAX：	

高岡市受付日： 年 月 日

※市で記載します。

納税状況	住民税	(年)	円	固定資産税	(年)	円
------	-----	------------	---	-------	------------	---

高岡市創業者支援資金あっせん申込書

年 月 日

高 岡 市 長 あて

下記のとおり借入をしたいので、信用保証融資のあっせんをお願いします。
なお、融資あっせん申込にあたり、高岡市融資制度の円滑な運営のために必要な範囲で、私の情報を高岡市、借入希望金融機関及び富山県信用保証協会との間で授受することについて、予め同意します。
また、融資及び信用保証の諾否にかかわらず、提出した申込書類の返却を求めません

申込融資制度		☐ 一般創業者支援資金		☐ 女性・若手起業者支援資金			
申 込 人	(フリガナ) 法人名又は商号						
	(フリガナ) 代表者又は氏名						
	(フリガナ) 本店所在地又は住所	〒 TEL () -					
	(フリガナ) 営業所又は工場等	〒 TEL () -					
	創業(予定)年月日	年 月 日		本人生年月日	年 月 日		
	業 種	主たる業種 従たる業種					
申 込 内 容	金 額				円	借 入 希 望 金融機関名	銀行 本店・支店
	期 間	か月			借入希望日	年 月 日	
	資 金 使 途	1. 運転 2. 設備 3. 運転・設備					
業 務 従 事 履 歴	従 事 期 間	事 業 所 名 及 び 所 在 地				従事していた業務の内容	
	・ ・						
	・ ～ ・						
	・ ・						
連 帯 保 証 人	【住所】	【住所】					
	【氏名】	【氏名】					
	【生年月日】	年 月 日				【生年月日】	年 月 日
	【申込人との関係】					【申込人との関係】	
納税状況	住民税	(年度)			円	固定資産税	(年度)
					円		

金融機関	担当名:	TEL :	FAX :
------	------	-------	-------

高岡市受付日: 年 月 日
(2023. 6)

高岡市中小企業緊急経営基盤改善資金あっせん融資申込書

年 月 日

高 岡 市 長 あて

下記のとおり借入をしたいので、信用保証融資のあっせんをお願いします。
 なお、融資あっせん申込にあたり、高岡市融資制度の円滑な運営のために必要な範囲で、私の情報を高岡市、借入希望金融機関及び富山県信用保証協会との間で授受することについて、予め同意します。
 また、融資及び信用保証の諾否にかかわらず、提出した申込書類の返却を求めません

申 込 人	(フリガナ) 法人名又は商号							
	(フリガナ) 代表者又は氏名							
	(フリガナ) 本店所在地又は住所	〒	TEL ()			—		
	(フリガナ) 営業所又は工場等	〒	TEL ()			—		
	法人設立年月日	年 月 日		本人生年月日		年 月 日		
	業 種	主たる業種			従たる業種			
申 込 内 容	金 額					円	借 入 希 望 金融機関名	銀行 本店・支店
	期 間	か月				借入希望日	年 月 日	
	資 金 使 途	1. 運転 2. 設備 3. 運転・設備						
連 帯 保 証 人	【住所】					【住所】		
	【氏名】					【氏名】		
	【生年月日】 年 月 日					【生年月日】 年 月 日		
	【申込人との関係】					【申込人との関係】		
金 融 機 関	担当者名 :			TEL :		FAX :		

高岡市受付日 : 年 月 日

※市で記載します。

納税状況	住民税	(年)	円	固定資産税	(年)	円
------	-----	-------	---	-------	-------	---

納税状況の確認に関する同意書 兼信用保証料の補給に関する委任状

私は、高岡市の融資制度を申し込むにあたっては、私の市税及び県民税の納税状況を調査されることに同意します。なお、私の納税状況が融資の要件を満たしていない場合は、融資の手続きに必要な範囲で、その納税情報を高岡市と借入希望金融機関との間で授受することについても同意します。

また、高岡市の融資制度に係る信用保証料補給金の請求及び受領その他一切の権限を、富山県信用保証協会に委任します。

年 月 日

住所又は本店所在地

代表者名又は法人名

高岡市長 あ て

(2026. 4)

※融資申込の直前に市税を納付された場合は、領収書の写しを添付してください。

経営安定資金に係る調書

年 月 日

本店所在地又は住所

法人名又は商号

代表者名又は氏名

1 売上高の減少

① 申込時点における最近3か月間の売上高			
年 月	年 月	年 月	合計
円	円	円	A 円
② ①の期間に対応する過去3年間のいずれかの年の同期の売上高			
年 月	年 月	年 月	合計
円	円	円	B 円

※必須添付資料「月別の売上の根拠資料」

□売上高の減少 $(B - A) / B \times 100 = \text{減少率} \% \geq 3\%$

2 売上総利益率又は営業利益率の減少

・売上総利益率(%) = 売上総利益 / 売上高 $\times 100$ 、営業利益率(%) = 営業利益 / 売上高 $\times 100$

③ 申込時点における最近3か月間の売上総利益又は営業利益				売上総利益率又は営業利益率 $C / A \times 100$
年 月	年 月	年 月	合計	
円	円	円	C 円	E %
④ ③の期間に対する過去3年間のいずれかの年の同期の売上総利益又は営業利益				売上総利益率又は営業利益率 $D / B \times 100$
年 月	年 月	年 月	合計	
円	円	円	D 円	F %

※「1 売上高の減少」の表も記入してください。

※決算額を使用する場合はA～F欄のみ記入してください。

※必須添付資料「月別の売上及び利益の根拠資料」(決算額を使用する場合は「決算書の写」)

□売上総利益率又は営業利益率の減少率

$(F - E) / F \times 100 = \text{減少率} \% \geq 3\%$

3 売上原価の上昇

G: 最近1か月間における売上原価 年 月 円

H: Gの期間に対応する前年1か月間における売上原価 年 月 円

※必須添付資料 売上原価の根拠資料

$G - H = \text{上昇額} 円$

4 倒産企業に対する債権額 円

倒産企業名

緊急経営基盤改善資金に係る調書

年 月 日

本店所在地又は住所

法人名又は商号

代表者名又は氏名

1 売上高の減少

① 申込時点における最近3か月間の売上高			
年 月	年 月	年 月	合計
円	円	円	A 円
② ①の期間に対応する過去3年間のいずれかの年の同期の売上高			
年 月	年 月	年 月	合計
円	円	円	B 円

※必須添付資料「月別の売上の根拠資料」

□売上高の減少 $(B - A) / B \times 100 = \text{減少率} \% \geq 5 \%$

2 売上総利益率又は営業利益率 の減少

- ・売上総利益率(%) = 売上総利益 / 売上高 × 100
- ・営業利益率(%) = 営業利益 / 売上高 × 100

③ 申込時点における最近3か月間の売上総利益又は営業利益				売上総利益率又は営業利益率 $C / A \times 100$
年 月	年 月	年 月	合計	
円	円	円	C 円	E %
④ ③の期間に対する過去3年間のいずれかの年の同期の売上総利益又は営業利益				売上総利益率又は営業利益率 $D / B \times 100$
年 月	年 月	年 月	合計	
円	円	円	D 円	F %

※「1 売上高の減少」の表も記入してください。

※必須添付資料「月別の売上及び利益の根拠資料」

□売上総利益率又は営業利益率 の減少率
 $(F - E) / F \times 100 = \text{減少率} \% \geq 5 \%$

緊急経営基盤改善資金実施計画書

年 月 日

本店所在地又は住所

法人名又は商号

代表者又は氏名

1 資金計画等

(1) 借換融資の内訳及び申込金額 申込金額 円
(千円)

既借入制度融資名	既融資取扱 金融機関名	当初融資 年月日	当初融資額	現在残高 (注)	月返済額
借換額小計 A					
新規運転資金 B					
申込金額 (A + B)					

(注) 借換え実行日時点の融資残高を記入してください。

(2) 借入希望時期 年 月 日

2 経営改善計画の内容

(1) 現状における経営上の問題点

(2) 上記問題点を踏まえた経営改善方策の内容

(3) 今回の借換えにより期待される効果

取扱金融機関	
担当者氏名	

(2023. 6)

創業者支援資金あっせん保証融資事業計画書

年 月 日

高岡市長 あて

所在地

企業名

代表者

TEL () -

高岡市創業者支援資金あっせん保証融資規則に定める融資を受けたいので、次のとおりその事業計画書を提出します。

1. 創業しようとする事業の概要

設立（予定）年月日	年 月 日	資本金（元入金）	千円
業 種		従業員数	名
事業の内容（具体的に）			
許可等 [許認可等取得が必要な場合]	(種類)	(根拠法) [許可・免許・登録・認証の別を記入]	[許可等の根拠法を記入(例:食品衛生法)]

2. 創業後3か年の事業計画

	内 訳	1 年 目	2 年 目	3 年 目
収 入	売 上 高	千円	千円	千円
	そ の 他 収 入			
	合 計 （ A ）			
支 出	仕 入 高			
	外注費・材料費			
	人 件 費			
	家 賃			
	そ の 他 経 費			
	合 計 （ B ）			
(A) - (B)				

3. 仕入れ先及び得意先の状況（予定）

仕 入 状 況	主 仕 入 先	品 目	月 平 均 仕 入 高	支 払 条 件	現金	%
			千円		掛買	%
					手形	%
					手形サイト	か月
販 売 状 況	主 販 売 先	品 目	月 平 均 販 売 高	回 収 条 件	現金	%
			千円		掛売	%
					手形	%
					手形サイト	か月

4. 所要資金等の内容

項 目	内 容	備 考

設備資金の場合、見積書、契約書等を添付すること。

5. 6か月間の売上状況（見込）

月	千円
月	
月	
月	
月	
月	
月	
合 計	

6. 最近の資産・負債状況（ 月 日現在）

資 産		負 債	
預 金	千円	支 払 手 形	千円
受 取 手 形		買 掛 金	
売 掛 金		借 入 金	
在 庫		割 引 手 形	
その他流動資産		そ の 他 負 債	
固 定 資 産		資 本 勘 定	
土地・建物・機械		資 本 金・元 入 金	
合 計		合 計	

7. 銀行取引状況（ 月 日現在）

金 融 機 関 名	預 金	割 引 手 形	借 入 金	毎月の返済額
	千円	千円	千円	千円
合 計				

8. 資金調達計画

本制度による借入金	自 己 資 金	他 か ら の 借 入 金	合 計
千円	千円	千円	千円

9. 借入希望時期及び借入期間

借入希望時期 年 月 日
 借入期間 年（内据置 か月）

10. その他

（1）事業経験・資格・知識・許認可等の取得見込（申請状況や取得予定時期）等

（2）事業計画と今回の資金の必要性

上記事業計画は、高岡市創業者支援資金あっせん保証融資規則に基づく融資が適当であると認めます。

年 月 日

経営指導者

住 所

氏 名

電 話

印

補足説明書

(設備投資支援資金・ものづくり支援資金・災害対応資金)

年 月 日

本店所在地又は住所

法人名又は商号

代表者名又は氏名

1 申込要旨及び理由

2 申請金額 _____円

3 設備概要 (使途) (単位: 千円・㎡・台)

種 類	金 額	面積・台数	地目・品名	単 価	
土 地					
建 物					
機 械					
その他					
合 計					

4 資金調達計画 (単位: 千円・月数)

	金 額	期 間		金 額	期 間
本 件			自 己		
プロパー			他 行 ()		
その他 ()			合 計		

5 業 況 (売上実績・収益予想) (単位: 千円・百万円)

	/	/	/	/
売上高				
総利益				
経常利益				
当期利益				
減価償却				
返済財源				
(専従者給与)	()	()	()	()

※直近決算実績、当期予想、次期予想、次々期予想について記入してください。

6 返済計画 (単位: 千円・百万円)

	/	/	/	/
既 借 分				
今回増加分				
要返済額				

※上記5業況と対応して記入してください。

7 資産状況 (単位：百万円)

資産 (A)		資産 (B)	
預金		借入	
土地			
建物			
今回増加分		今回増加分	
土地		借入	
建物			
その他			
合計		合計	
A合計－B合計＝			

8 購入又は工事計画

設備事業名					
購入先又は工事請負者					
設置場所又は工事場所		高岡市			
契約（予定）年月日			年	月	日
機械設備の取得の場合	取得予定年月日		年	月	日
建物の新築・増改築等の 場合	工事着手予定 年月日	土地取得	年	月	日
		建 物 等	年	月	日
	工事完了予定 年月日	土地取得	年	月	日
		建 物 等	年	月	日
支払予定年月日			年	月	日
操業（稼働）開始予定年月日			年	月	日

9 金融機関所見

10 必要添付書類

＜共通＞ ☐ 見積書又は契約書の写し ☐ 設置前（施工前）の写真（事業用自動車等の購入の場合は不要）	
＜機械設備の取得の場合＞ ☐ 当該機械設備のパフレット等内容のわかるもの	＜建物の新築又は増改築の場合＞ ☐ 家主（地主）の承諾書 ☐ 登記事項証明書（当該土地・建物に係るもの）の写し ☐ 施工内容のわかる図面 ☐ 建築請負契約書等の写し ☐ 建築確認申請書及び確認通知書の写し

※この他、必要に応じて追加の資料を依頼する場合があります。

実施計画書（新事業展開・第二創業支援資金、市内進出支援資金）

年 月 日

本店所在地又は住所

法人名又は商号

代表者名又は氏名

1 申込要旨及び理由

2 事業概要

(1) 新事業展開・第二創業支援資金の場合

従来の業種		日本標準産業分類 小分類	
従来の事業の内容	※入りきらない場合は別紙を添付してください。		
新事業の業種		日本標準産業分類 小分類	
新事業の内容	※入りきらない場合は別紙を添付してください。		
新事業の着手状況	着手（予定）日	年 月 日	
	<内容>		

(2) 市内進出支援資金の場合

高岡市内での事業所等の有無	有・無	※有の場合、事業所等の市内初進出日 年 月 日	
高岡市内に新たに開設する事業所 又は事務所に係る土地又は建物の 取得状況	土地又は建物の取得（予定）日	年 月 日	
	<住所>		
高岡市内での事業内容 (本社機能施設の場合は、高岡市内に移転 する本社機能施設の内容)	高岡市内での事業開始（予定）日 (本社機能施設の場合は、当該施設の事業開始日)	年 月 日	
	※入りきらない場合は別紙を添付してください。		

3 資金調達計画

(単位：円・月数)

項 目	金 額	項 目	金 額
本資金（申込金額）		その他（ ）	
他借入		その他（ ）	
自己資金		合 計	

4 資金の内訳

(1) 設備資金

(単位：千円・㎡・台)

区分	種 類	金 額	品名・住所	数量・面積	取得又は完成 予定年月日	備考
本資金対象 設備	土 地					
	建 物					
	機 械					
	その他					
	計					
本資金対象 外設備						
	計					
設備資金合計						

(2) 運転資金（本資金の対象とするもののみ記入）

(単位：千円)

項目	金額	具体的内容（使途明細、算定根拠等）
運転資金合計		

5 業況（売上実績・収益予想）及び返済計画

(単位：千円・百万円)

		年／ 月	年／ 月	年／ 月	年／ 月
業 況	売上高				
	総利益				
	経常利益				
	当期利益				
	減価償却				
	返済財源				
	（専従者給与）	（ ）	（ ）	（ ）	（ ）
返 済	既借分				
	今回増加分				
	要返済額				

※直近決算実績、当期予想、次期予想、次々期予想について記入してください。

6 金融機関所見

7 必要添付書類

☐ 設備共通 ☐ 見積書又は契約書の写し ☐ 設置前（施工前）の写真	
☐ 機械設備の取得の場合 ☐ 当該機械設備のパフレット等内容のわかるもの	☐ 建物の新築又は増改築の場合 ☐ 家主（地主）の承諾書 ☐ 登記事項証明書（当該土地・建物に係るもの）の写し ☐ 施工内容のわかる図面 ☐ 建築請負契約書等の写し ☐ 建築確認申請書及び確認通知書の写し

※この他、必要に応じて追加の資料を依頼する場合があります。

(2023. 6)

実施計画書（事業承継支援資金）

年 月 日

本店所在地又は住所
法人名又は商号
代表者名又は氏名

1 企業の概要

項 目	承継者（申込人）	被承継者
企業名		
	☐ 個人 ☐ 法人	☐ 個人 ☐ 法人
本店所在地又は住所		
資本金		
従業員数		
業種		

2 事業承継の計画（経過・内容）

事業承継（予定）年月		
事業承継の形態	☐ 親族内承継 ☐ 従業員承継 ☐ 外部承継	
承継の理由 （目的・効果等）		
承継に係る スケジュール	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	
承継する資産・ 負債の内容		

3 資金調達計画

（単位：千

円・月数）

	金 額	期 間		金 額	期 間
本 件			自 己		
プロパー			他 行（ ）		
その他（ ）			合 計		

4 資金の内訳

(1) 設備資金

(単位: 千円・㎡・台)

種 類	金 額	品名・住所	数量・面積	取得予定年月日	備考
土 地					
建 物					
機 械					
株 式					
そ の 他					
合 計					

(2) 運転資金

(単位: 千円)

項目	金額	具体的内容 (使途明細、算定根拠等)
合 計		

5 業況 (売上実績・収益予想) 及び返済計画

(単位: 千円・百万円)

		年／ 月 (直近決算実績)	年／ 月 (当期予想)	年／ 月 (次期予想)	年／ 月 (次々期)
業 況	売上高				
	総利益				
	経常利益				
	当期利益				
	減価償却				
	返済財源				
	(専従者給与)	()	()	()	()
返 済	既借分				
	今回増加分				
	要返済額				

6 金融機関所見

7 必要添付書類

<共通> ☐ 見積書又は契約書の写し ☐ 設置前 (施工前) の写真 (事業用自動車等の購入の場合は不要)	
<機械設備の取得の場合> ☐ 当該機械設備のパフレット等内容のわかるもの	<建物の新築又は増改築の場合> ☐ 家主 (地主) の承諾書 ☐ 登記事項証明書 (当該土地・建物に係るもの) の写し ☐ 施工内容のわかる図面 ☐ 建築請負契約書等の写し ☐ 建築確認申請書及び確認通知書の写し

※この他、必要に応じて追加の資料を依頼する場合があります。

高岡市中小企業事業資金あっせん融資事業完了届

年 月 日

高岡市長 あて

本店所在地又は住所

法人名又は商号

代表者又は氏名

次の資金については、高岡市中小企業事業資金あっせん融資規則第16条の規定により届け出ます。

1 融資対象資金名

- ☐設備投資支援資金 ☐ものづくり支援資金 ☐新事業展開・第二創業支援資金
☐市内進出支援資金 ☐災害対応資金 ☐事業承継支援資金

2 融資対象事業(施設)名

3 着工年月日 年 月 日

4 完了年月日 年 月 日

5 添付書類 別添のとおり

※添付書類

- ☐完了後写真 ☐請求書の写し ☐領収書の写し ☐その他

[illegible]

[illegible]

融資相談窓口

高岡市産業振興部	産業企画課	高岡市広小路7-50 ☎ (0766) 20-1286 (0766) 20-1311
富山県商工労働部	経営支援課	富山市新総曲輪1-7 ☎ (076) 444-3248
富山県信用保証協会		富山市総曲輪2-1-3 ☎ (076) 423-3171
(株)日本政策金融公庫	高岡支店	高岡市丸の内1-40 ☎ (0766) 25-1171
(株)商工組合中央金庫	高岡支店	高岡市丸の内2-6 ☎ (0766) 25-5431
高岡商工会議所	中小企業相談所	高岡市丸の内1-40 ☎ (0766) 23-5000
	伏木支所	高岡市伏木錦町8-25 ☎ (0766) 44-0457
高岡市商工会	本部・戸出支所	高岡市戸出町3丁目8-10 ☎ (0766) 63-0792
	中田支所	高岡市下麻生1292 ☎ (0766) 36-0246
	福岡支所	高岡市福岡町大滝12 ☎ (0766) 64-3088

高岡市産業振興部産業企画課

令和8年4月

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

TEL (0766) 20-1286

FAX (0766) 20-1287